河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第１項及び同第２項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

平成２９年３月２９日

九州地方整備局長

第１　都市・地域再生等利用区域

筑後川水系筑後川流域で別図に示す区域

第２　都市・地域再生等占用方針

（１）占用の許可を受けることができる施設

竹田公園沿い河川敷広場及び同広場と一体をなす飲食店、鮎やな等

（準則第二十二第３項第一号、第六号）

（２）許可方針

1. 占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
2. 日田市の振興に寄与するものであること。
3. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
4. 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
5. 占用の許可期間中に河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
6. 水防活動上やむを得ない場合には、河川管理上支障のない範囲で土砂、樹木等を水防活動に利用することができるものとする。
7. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
8. 占用施設の利用者数や活動状況を、河川管理者に、年１回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
9. 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
10. 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年１回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第３　都市・地域再生等占用主体

日田市　（準則第二十二第４項第一号）

位置図

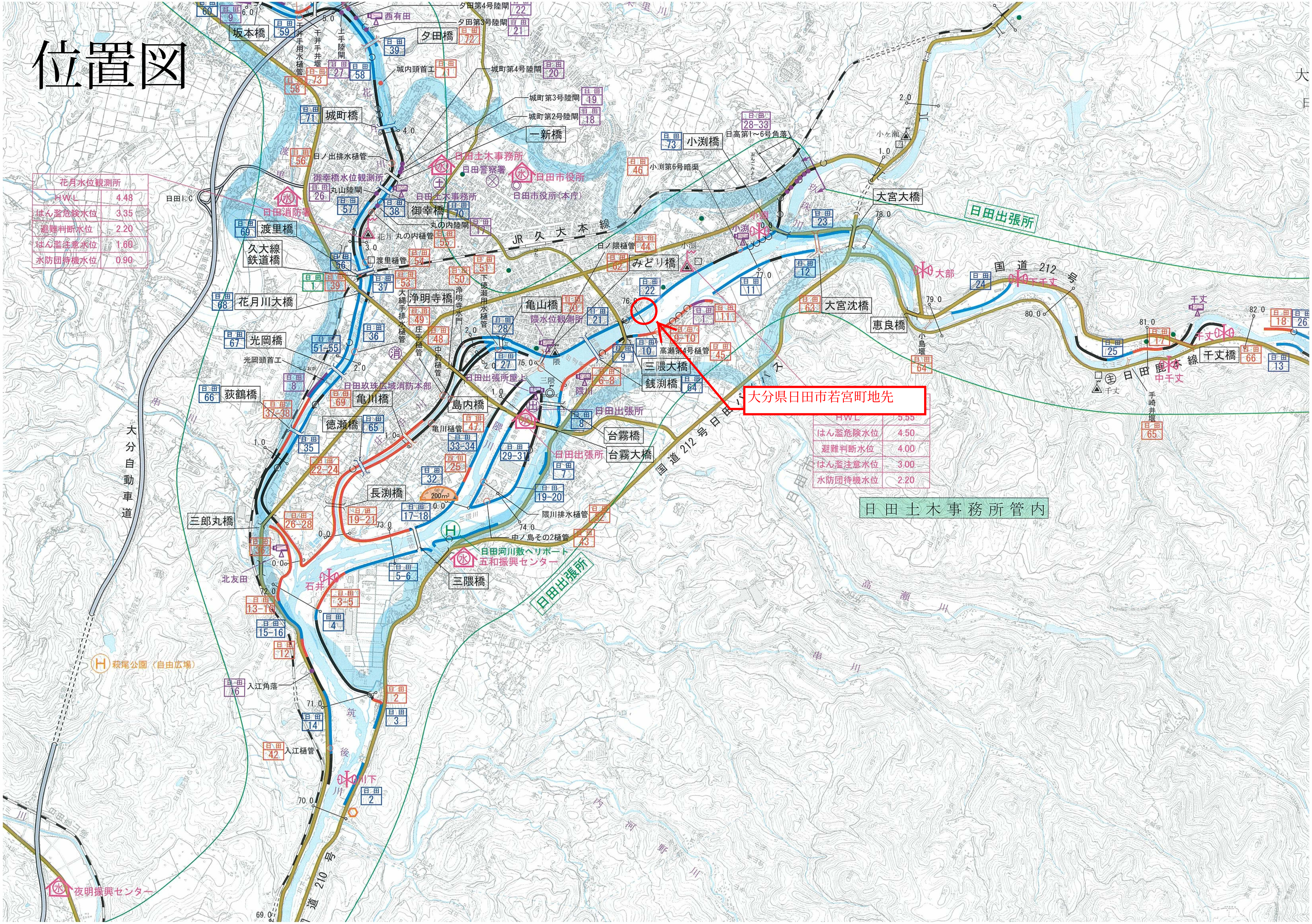
大分県日田市若宮町地先
花月水位観測所
HWL 4.48
はん濫危険水位 3.35
避難判断水位 2.20
はん濫注意水位 1.60
水防団待機水位 0.90
HWL 5.55
はん濫危険水位 4.50
避難判断水位 4.00
はん濫注意水位 3.00
水防団待機水位 2.20
日田土木事務所管内
日田出張所
JR 久大本線
国道 212 号
国道 210 号
大分自動車道
日田土木事務所
日田市役所
日田警察署
日田消防署
坂本橋
夕田橋
城町橋
一新橋
御幸橋
渡里橋
久大線鉄道橋
花月川大橋
光岡橋
荻鶴橋
浄明寺橋
亀川橋
徳瀬橋
島内橋
亀山橋
みどり橋
小渕橋
大宮大橋
大宮沈橋
恵良橋
千丈橋
三隈大橋
銭渕橋
台霧橋
台霧大橋
長渕橋
三郎丸橋
三隈橋
日田河川敷ヘリポート
五和振興センター
夜明振興センター
萩尾公園（自由広場）

都市・地域再生等利用区域図
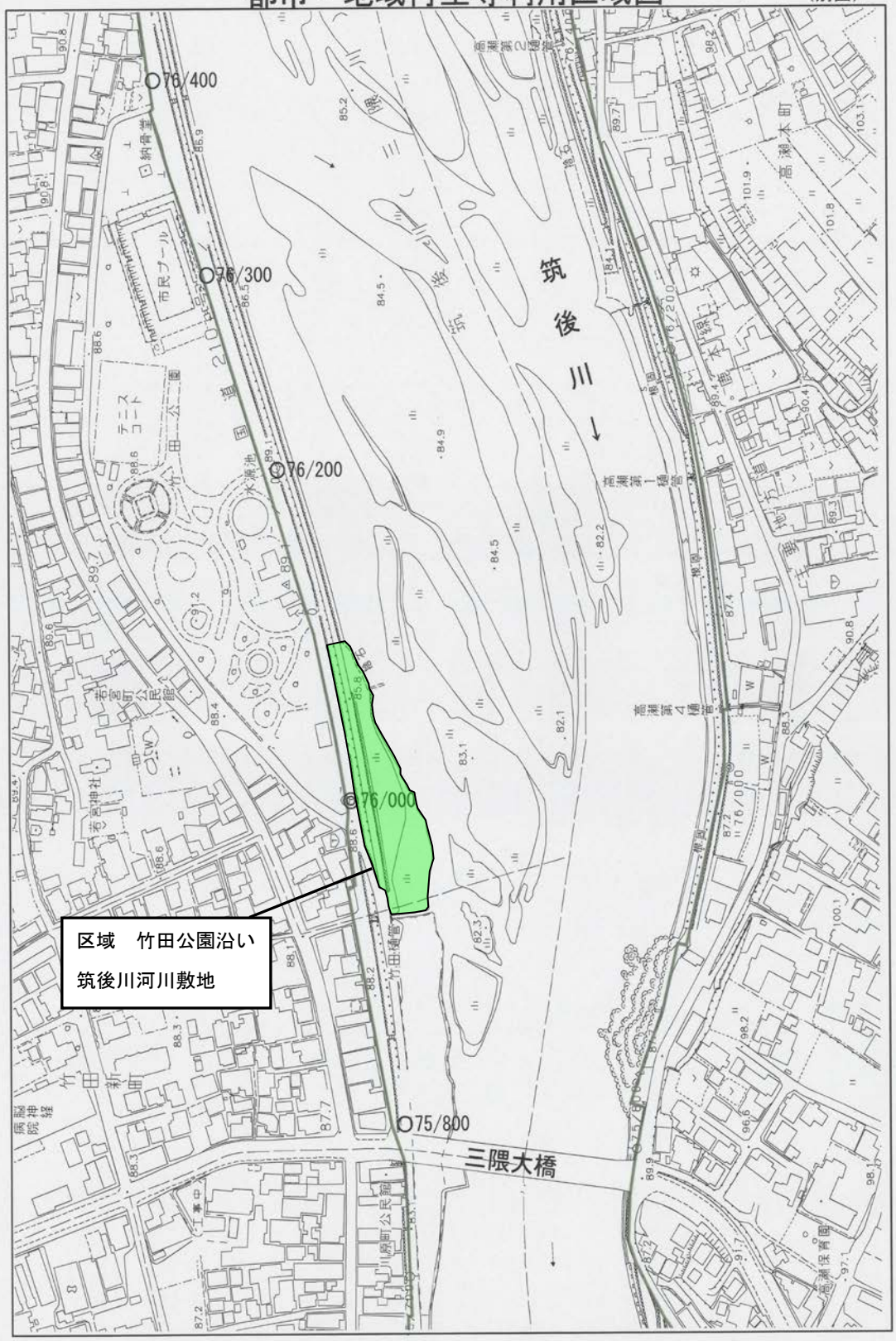
（別図）